

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令についての意見公募要領

令和6年3月7日
経 済 産 業 省
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁
電 力 ・ ガ ス 事 業 部

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の制定に伴う改正電気事業法第28条の49の整備等計画の認定審査が、2024年度から開始されます。また、同年度には容量市場制度における実需給が開始されるほか、予備電源制度の初回募集も予定しています。これに伴い所要の改正を行うとともに、その他条文の適正化を行います。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

・「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令改正案」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力流通室
(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館5階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年3月7日（木）～令和6年3月20（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力基盤整備課
電力流通室 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-denzihoushinsa-public-comment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令改正案に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号、メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力基盤整備課 電力流通室
パブリックコメント担当 宛

「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令
改正案」に対する意見

〔氏 名〕	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
〔住 所〕	
〔電話番号〕	
〔電子メールアドレス〕	
〔御意見〕	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	